

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施のための政省令の整備について（排出量報告等・情報処理関係）

1 趣旨

先の通常国会において成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）により、自主的に排出抑制の取組を進めるための基盤を整備するため、温室効果ガスを相当程度多く排出する者に、毎年度、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付けるとともに、国において排出量の情報を集計し、公表する制度（温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度）が導入されたところである。

今般、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施に必要な事項について定めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正等の政省令の整備を行うこととする。

2 温室効果ガス算定排出量の報告（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 21 条の 2 関係）

（1）報告事項

特定排出者は、以下の情報を報告するものとする。

当該特定排出者（事業所）に関する情報

温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量に関する情報

注）上記の「温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量」とは、1) エネルギー起源二酸化炭素、2) 非エネルギー起源二酸化炭素、3) メタン、4) 一酸化二窒素、5) ハイドロフルオロカーボン類、6) パーフルオロカーボン類、及び 7) 六ふっ化硫黄に係る温室効果ガス算定排出量をいう（ただし、1）及び 2) に係る温室効果ガス算定排出量については以下を参照。）

事業所ごとにエネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者は、次の ~ の排出量の合計量（いわゆる「配分後の排出量」）をもって報告を行う。

燃料の使用に伴う排出量（電気又は熱の供給に係るものを除く。）

他人から供給された電気の使用に伴う排出量

他人から供給された熱の使用に伴う排出量

ただし、主たる事業が電気業又は熱供給業である事業所に限っては、配分後の排出量に加えて、燃料の使用に伴う排出量（いわゆる「配分前の排出量」）をもって報告を行う。

事業所ごとに非エネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者が廃棄物等を原燃料等として利用する場合には、当該廃棄物等の原燃料等としての利用に伴う排出量と、それ以外の非エネルギー起源二酸化炭素に係る排出量のそれぞれについて報告を行う。

デフォルトとして定める算定方法・係数と異なる算定方法・係数を用いて算定した場合には、報告の際にその内容についての説明をすることとする。

(参考) エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)の定期報告との関係について

温室効果ガス算定排出量の報告に係る負担を回避する観点から、以下のとおり、省エネ法の定期報告書との併用を認める運用とする。

エネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量のみを報告する場合

法に基づく報告とみなされる報告として、省エネ法の定期報告書を使用し報告しても差し支えないこととする。

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスに係る温室効果ガス算定排出量のみを報告する場合

法に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書を使用することとする。

エネルギー起源二酸化炭素及びそれ以外の温室効果ガスの両方について温室効果ガス算定排出量を報告する場合

省エネ法の定期報告書に、法に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書を添付して提出する。

(2) 報告の単位

事業所ごとの報告が原則であるが、省エネ法の特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者がエネルギー起源二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を報告する場合には、事業者ごとの報告とする。

(3) 報告の期限

毎年度6月末日までに報告しなければならないものとする。

ただし、特定荷主が行う報告については、省エネ法の定期報告の期限が平成19年度に限り9月末となる予定であり、法に基づく報告の期限も平成19年度に限り9月末日とする。

(4) 報告先

温室効果ガス算定排出量の報告は、当該特定排出者が報告すべきすべての種類の温室効果ガス算定排出量について、当該特定排出者(事業所)が行う事業を所管する一の大員(複数事業を行う場合には、そのうちの主たる事業を所管する大員)に対して行うこととする。

具体的には、省エネ法の定期報告の提出先である事業所管大員と同一とし、省エネ法の定期報告と同様に、一部の省庁については地方支分部局に報告受理の権限を委任する。

3 権利利益の保護に係る請求（法第 21 条の 3 関係）

権利利益の保護に係る請求は、毎年度 6 月末日までに、温室効果ガス算定排出量の報告と併せて行う。

請求書については、

請求者に関する情報

請求の対象となる温室効果ガスの種類及び温室効果ガス算定排出量

当該温室効果ガス算定排出量が公にされることにより、当該特定排出者の権利利益が害される理由及びその根拠となる事実

が記載事項に含まれるものとする。

4 関連情報の提供（法第 21 条の 8 関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報（関連情報）の提供は、温室効果ガス算定排出量の報告書に、関連情報の提供様式を添付して行うものとする。

関連情報としては、次の情報のいずれか又は両方を提供できる。

特定排出者全体に係る情報であって、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上、提出されるもの【特定排出者である事業者単位で提出】

事業所のみに係る情報であって、請求に対してのみ開示されることに同意の上、提出されるもの【事業所単位で提出】

提供することができる関連情報の具体的内容としては、

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報

温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

その他の情報

が含まれるものとする。

5 事業所管大臣における情報の処理（法第 21 条の 4 関係）

（1）事業所ごとに報告を行う特定排出者に係る報告事項の通知

事業所ごとに報告を行う特定排出者について権利利益の保護に係る請求を認める決定をした場合において、当該特定排出者が行った報告に係る温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量を通知することが困難なときは、事業所管大臣は、以下に掲げる量を環境大臣及び経済産業大

臣に通知するものとする。

当該特定排出者の温室効果ガス算定排出量を、温室効果ガスの種類ごとにそれぞれ合計した量

の量によることが困難な場合には、 の量を合計した量

の量によることが困難な場合には、 の量のうち通知に支障のないものを合計した量

権利利益の保護に係る請求を認める決定の対象となった温室効果ガス算定排出量が逆算されない限りにおいて、通知に支障のない量についても環境大臣及び経済産業大臣に通知する。

(2) 事業所ごとに報告された温室効果ガス算定排出量の集計結果の通知

報告された温室効果ガス算定排出量は、事業所管大臣において、 事業者別、業種別、 都道府県別に集計を行い、その結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知する。

事業所ごとに報告された温室効果ガス算定排出量について、事業者別、業種別、都道府県別に行った温室効果ガスの種類ごとの集計結果が通知されることにより、権利利益の保護に係る請求が認められた特定排出者の権利利益が害されるおそれがある場合には、事業所管大臣は、以下に掲げる量を環境大臣及び経済産業大臣に通知する。

当該集計結果に係る温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量を、事業者、業種、都道府県ごとに合計した量

の量によってはなお権利利益の保護に係る請求が認められた特定排出者の権利利益が害されるおそれがある場合には、当該集計結果に係る温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量のうち通知に支障のないものを、事業者、業種、都道府県ごとに合計した量

権利利益の保護に係る請求が認められた特定排出者の権利利益が害されるおそれがない限りにおいて、通知に支障のない量についても環境大臣及び経済産業大臣に通知する。

(3) 事業者ごとに報告された情報の取扱い

事業者ごとに報告された温室効果ガス算定排出量は、事業所管大臣において、事業者別、 業種別に集計を行い、その結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知する。

その他、事業者ごとに報告を行う特定排出者に係る報告事項の通知及び報告された温室効果ガス算定排出量の集計結果の通知については、事業所管大臣において、(1)(2) に準じて処理する。

6 環境大臣及び経済産業大臣における情報の処理（法第 21 条の 5 関係）

（ 1 ）集計・公表

環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣において行った集計の結果を、事業者別、業種別、都道府県別（事業者ごとに報告された温室効果ガス算定排出量については 及び ）に集計し、その結果を特定排出者全体に係る関連情報と併せて公表する。

（ 2 ）ファイル記録

環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された当該特定排出者（事業所）に関する情報及び温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量を、事業所に係る関連情報と併せて電子ファイルに記録する。

（ 3 ）事業所管大臣による集計結果の合計量の通知の求め

環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣による集計結果であって通知されなかったものについて、関係事業所管大臣において権利利益の保護に係る請求が認められた特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、事業者別、業種別、都道府県別（事業者ごとに報告された温室効果ガス算定排出量については 及び ）の集計結果ごとに、合計量を通知するよう求めることができる。

7 政省令の整備

2 から 6 までについて、法に基づく省令の整備により行う。

8 施行予定

改正法の施行の日（平成 18 年 4 月 1 日）を予定。